

渋谷区告示第百三十七号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、藤和初台コープマンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年七月三十日

渋谷区長 長谷部 健

一 組合の名称

藤和初台コープマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名 称 藤和初台コープ

(二) 敷地の区域 渋谷区初台一丁目四八番一

三 施行再建マンションの敷地の区域

渋谷区初台一丁目四八番一、同番三、同番一〇、同番一一

四 事業施行期間

平成三十年六月から平成三十五年三月まで

五 事務所の所在地

東京都港区虎ノ門一丁目一番二〇号 虎ノ門実業会館七階 株式会社都市設計連合内

六 設立認可の年月日

平成三十年七月三十日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成三十年八月二十八日